

「青森県がん診療連携推進病院の指定に関する要綱」の改正について

青森県がん診療連携推進病院の指定に関する要綱における改正案

○指定要件の「院内がん登録」部分

【変更前】

国立がん研究センターが実施する研修で認定を受けている、専従の院内がん登録の実務を担う者を１人以上配置すること。

【変更後】

国立がん研究センターが実施する研修で認定を受けている、院内がん登録の実務を担う者を１人以上配置すること。

※「専従の」を削除する。

※ 「専従」とは、当該診療の実施日において、当該診療に専ら従事していることをいう。
この場合において、「専ら従事している」とは、その就業時間の少なくとも８割以上、当該診療に従事していることをいう。（「青森県がん診療連携推進病院の指定に関する要綱」抜粋）

改正の経緯、理由

- 県指定（青森県がん診療連携推進病院）は国指定（がん診療連携拠点病院等）に準じる病院として、国指定要件を緩和した要件の項目が多いが、今回、改正する項目は国と同じ要件であり他項目と比べると厳しい項目となっている。
- 昨年度の第2回協議会において、がんの指定病院数を拡充したほうがいいという意見があった。
- 指定を希望する病院から、**専従**の院内がん登録職員がおらず（※複数の人数で対応）、指定申請が難しい、という意見があった。



「専従」を削除することにより

院内がん登録の実務を担う者の配置を柔軟に行うことができるため、県指定病院の指定申請を行う病院の門戸が広がる。

※ 国指定（拠点病院等）以外の院内がん登録件数は概ね1,000件未満であり、兼務を認めたとしても実務に大きな影響はないものと考えられる。

【1】県指定要件と国指定要件の比較（現行（人員配置に関する項目のみ））

【県要綱と国指針が同一の要件】

- ① 国立がん研究センターが実施する研修で認定を受けている、専従の院内がん登録実務を担う者を1人以上配置すること。
※今回、改正を検討する項目
- ② 対応可能ながんについて専門的な知識及び技能を有する手術療法に携わる医師を1人以上配置すること。
- ③ 放射線治療を実施する場合には、専門的な知識及び技能を有する専従の放射線治療に携わる医師を1人以上配置すること。

【県要綱が国指針よりも緩和している要件】

	県	国
①	専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置することが望ましい。	専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。
②	緩和ケアチームに、専任の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置することが望ましい。	緩和ケアチームに、専任の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。
③	放射線治療を実施する場合には、放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の診療放射線技師を2人以上配置することが望ましい。	放射線治療を実施する場合には、放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の診療放射線技師を2人以上配置すること。
④	緩和ケアチームに、専従の緩和ケアに携わるがん看護又は緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置することが望ましい。	緩和ケアチームに、専従の緩和ケアに携わるがん看護又は緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。
⑤	細胞診断に係る業務に携わる専門的な知識及び技能を有する者を1人以上配置することが望ましい。	細胞診断に係る業務に携わる専門的な知識及び技能を有する者を1人以上配置すること。
⑥	国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員研修を修了した専従又は専任の相談支援に携わる者を1人配置すること。	国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員研修を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者を1人ずつ配置すること。